

応急手当普及員・指導員の皆さまへ

応急手当普及員・指導員が
普通救命講習を
行うときの手続きについて



応急手当に関することは
札幌市公式ホームページを
ご覧ください
様式のダウンロードもできます



- 応急手当普及員・指導員は、ご自身の所属する団体（会社・町内会・サークル等）の構成員に対して、普通救命講習を行うことができます。
- 消防局では、応急手当普及員の方が講習を行うためのサポートを行っております。

訓練用資器材の貸出・テキストの配布

蘇生訓練人形やAEDトレーナーなどの貸出や、テキストの配布を行っています。

【蘇生訓練人形】
指導者1人につき2体まで



【AEDトレーナー】
指導者1人につき2台まで



【テキスト】
講習1回につき10冊まで



提出書類：救命講習用資器材借用申請書（様式7の3）

応急手当講習テキスト～救急車が来るまでに～
改訂6版 東京法令出版

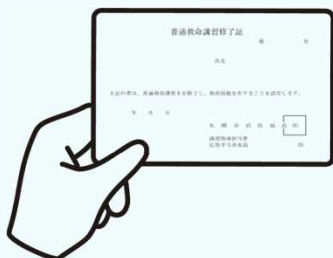
提出先：事前に電話連絡の上、最寄りの消防署にご提出ください。

普通救命講習修了証の作成・交付

所定の講習を行った場合、普通救命講習修了証の作成を行っています。

【普通救命講習修了証】

提出書類：普通救命講習修了証交付申請書（様式7）
救命講習受講者名簿（様式2）
救命講習効果確認表（様式7の2）



提出先：札幌市消防局警防部救急課

Eメール：kyukyu.shobo@city.sapporo.jp
ファクス：011-271-0610
ご持参・郵送：〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目1003